

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



〈第5回通常総会〉

— 第5回通常総会報告 — — 渋谷税務署人事異動報告 —

2017.8・9
No. **548**
平成29年

第5回通常総会報告(事業報告、決算、役員改選)	3
渋谷税務署異動報告	8
事業ア・ラ・カルト	9
税務コーナー	10
都税コーナー	14

法人会掲示板 8・9月

8月・9月・(10月)実施する主な事業

- 8月3日 夏期ゼミナール
- 8月4日 夏期ゼミナール
- 8月11日 会員優待観劇会<明治座 第1日>
- 8月13日 会員優待観劇会<明治座 第2日>
- 8月22日 相続税完全マスターセミナー【第2日】
- 8月28日 会員増強合同会議
- 9月3日 第10ブロック見学研修会
- 9月5日 渋谷駅前清掃（青年部会）
- 9月5日 広報委員会
- 9月6日 厚生委員会
- 9月15日 理事会
- 9月20日 相続税完全マスターセミナー【第3日】
- 10月1日 第10ブロック 千駄ヶ谷まつり
- 10月3日 渋谷駅前清掃（青年部会）
- 10月10日 けやきの苑・西原慰問
- 10月18日 チャリティゴルフコンペ
- 10月21日 第11ブロック はあとびあ原宿祭

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

『消費税の軽減税率制度説明会』 開催のお知らせ

- ◆日 時 9月22日(金)、10月20日(金)、11月21日(火)、
11月22日(水)
※何れも15時40分～16時40分
- ◆場 所 渋谷税務署 7階 大会議室
- ◆定 員 先着 210名 <事前登録制>
- 《申込・問合先》渋谷税務署 法人課税第2部門
3463-9181（代表）

定例説明会等のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 8月25日(金) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 9月22日(金) 午後1時～3時20分
場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

事務局からのお知らせ

8月11日の山の日から16日は事務局職員の夏季休暇とさせていただきます。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆日 時 毎週月曜日から金曜日まで（祝日等除く）
午前10時・11時
午後2時・3時・4時の5回
- ◆場 所 羽野島法律事務所（新橋）
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円
- ◆申込先 東法連：TEL 3357-0771
※法人会HPからもお申込み可能です。（メールアドレス登録済みの方）
渋谷法人会HP →
右側 会員サービス → 法律相談の活用

これで安心！
心の安穩 “報 恩 廟”（室内霊堂）

4つのタイプをご用意しました

参宮橋駅 徒歩5分

渋谷区代々木4-23-13
宗教法人 立正寺
TEL 03-3370-2418

公益社団法人
渉谷法人会

第5回通常総会



全議案原案通り承認可決 第5回通常総会終了

去る6月12日(月)午後3時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて第5回通常総会を開催しました。

当日は来賓に渉谷税務署長三塚 一彦様他33名のご出席をいただき、並びに会員208名（議決権数は196）の出席を得て開催し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。

平成28年度の事業では、会員の自己研鑽を支援する為、全事業において研修内容の充実、研修参加人数の増大に努め、加えて公益社団法人として会員のみならず一般にも対象を広げて実施しました。

また、組織の拡充強化の為、28年度も10月、11月、12月の3ヶ月間を会員増強月間として、ブロック・支部、保険受託会社の協力を得て実施いたしましたが、厳しい経済、社会環境下の中、所期の目標を達成することが出来ませんでした。

平成29年度の事業計画では、組織の確立、納税意識の高揚、会員の質的向上、地域社会への貢献を柱とし、更に公益社団法人に相応しい、幅広い会活動を重点施策とし、積極的に推進することを主軸とした事業計画を去る、5月16日(火)の理事会において承認されており、平成29年度予算と併せて総会においてご報告しました。

e-Taxを利用しよう

平成28年度事業報告

平成28年4月1日から平成29年3月31日

<概 況>

平成28年度は「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の高揚、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成するため組織的に事業活動を展開しました。

世界の情勢は、イギリスのEU離脱、アメリカのトランプ大統領就任など、大方の人々は予想もしなかった出来事に驚かされ、平成29年度は、世界規模で激動の年となる予兆が見られます。

東京都に於いては小池新都知事が誕生し、「都民ファースト」を主張しましたが、知事にとっては『東京オリンピック・パラリンピック』『築地市場移転の再検討』と多くの課題を抱えています。

日本経済は景気対策の一環として日銀によるデフレ脱却を目指した「大胆な金融政策（マイナス金利政策）」の継続、消費税増税先送り等の施策が実施されましたが、中小企業の経営環境は、相変わらず軟調に推移しています。

そのような中、当会は公益社団法人として地域の企業に向けた「税」と「経営」に関する事業と「地域社会貢献活動」を3本の柱とし、公益目的事業の推進と会員のための共益親睦事業もバランスよく積極的に取り組みました。

また、マイナンバー制度の定着と消費税10%導入に向け、準備を進めております。

さらに、当会の趣旨に賛同し支えていただいている会員に対するサービス、交流の充実も図りました。

青年部会は、27年度に引き続き「租税教室」を上原小学校で開催し、未来を担う子供達に税の大切さを伝えることができ、女性部会では第6回「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈させていただきました。

社会貢献委員会では、オペラ歌手の方々と共に特養ホーム「あやめの苑・代々木」「美竹の丘・しぶや」を慰問。「けやきの苑・西原」には民謡と日本舞踊で楽しいひとときを過ごしていただきました。

会運営に当たっては、本部役員や部会役員、各ブロックの役員そして多くの会員がその役割と責任においてボランティア精神で積極的な事業活動への参加をいただき、充実した事業活動を実施することができました。

渋谷法人会は、これまで以上に税知識の普及と納税意識の高揚並びに税制改正への提言、地域企業の健全な発展、地域社会への貢献に精励いたす所存です。

<組織の状況>【平成29年3月31日現在】

会 員 数 6,216社
理事・監事数 理事65名、監事2名
ブロック数 11ブロック
部 会 数 (青年部会、女性部会、源泉研究部会) 3部会



柳田会長挨拶



来賓祝辞
渋谷税務署長
三塚一彦氏



来賓祝辞
東京都渋谷区税務所長
諏訪公二氏



来賓祝辞
渋谷区長
長谷部健氏



来賓祝辞
友誼団体代表 渋谷間税会会長
千脇広久氏



乾杯
多治見相談役

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	821,273	1,114,165	△ 292,892
普通預金	21,891,768	18,861,661	3,030,107
当座預金	1,414,620	717,940	696,680
郵便貯金	1,140,149	1,764,731	△ 624,582
未収会費	2,196,000	2,538,600	△ 342,600
【流動資産合計】	27,463,810	24,997,097	2,466,713
2.固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
普通預金	25,923,016	62,650,322	△ 36,727,306
定期預金	500,868,837	474,078,003	26,790,834
投資有価証券	50,000,000	50,000,000	0
【基本財産合計】	582,829,134	592,765,606	△ 9,936,472
(2)特定資産			
社会貢献引当資産	851,367	851,264	103
周年行事引当資産	4,005,008	4,004,005	1,003
退職給付引当資産	22,104,340	22,099,611	4,729
【特定資産合計】	26,960,715	26,954,880	5,835
(3)その他固定資産			
建物	62,906,802	65,870,996	△ 2,964,194
建物付属設備	674,547	786,185	△ 111,638
什器備品	617,627	762,821	△ 145,194
車両運搬具	5	17,059	△ 17,054
電話加入権	430,400	430,400	0
【その他固定資産合計】	64,629,381	67,867,461	△ 3,238,080
【固定資産合計】	674,419,230	687,587,947	△ 13,168,717
【資産合計】	701,883,040	712,585,044	△ 10,702,004
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	140,400	434,480	△ 294,080
前受金	205,000	265,000	△ 60,000
預り金	457,962	481,535	△ 23,573
流動負債合計	803,362	1,181,015	△ 377,653
2.固定負債			
退職給付引当金	28,726,410	26,531,400	2,195,010
【固定負債合計】	28,726,410	26,531,400	2,195,010
【負債合計】	29,529,772	27,712,415	1,817,357
III 正味財産の部			
1.一般正味財産			
【一般正味財産】	672,353,268	684,872,629	△ 12,519,361
(うち基本財産への充当額)	(582,829,134)	(592,765,606)	(△ 9,936,472)
(うち特定資産への充当額)	(4,855,269)	(4,855,269)	(0)
【正味財産合計】	672,353,268	684,872,629	△ 12,519,361
【負債及び正味財産合計】	701,883,040	712,585,044	△ 10,702,004

正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				諸 謝 金	2,495,781	2,093,623	402,158
1.経常増減の部				会 場 費	2,135,811	2,121,171	14,640
(1)経常収益				広 告 宣 伝 費	0	17,827	△17,827
基本財産運用益	433,762	362,784	70,978	支 払 負 担 金	746,538	820,421	△73,883
基本財産受取利息	433,762	362,784	70,978	表 彰 費	180,120	176,940	3,180
特定資産運用益	5,835	5,231	604	管 理 費	17,520,781	16,966,173	554,608
特定資産受取利息	5,835	5,231	604	役 員 報 酬	2,112,000	2,112,000	0
受取会費	42,545,800	45,008,800	△2,463,000	給 料 手 当	4,423,136	4,377,800	45,336
一般会費受取会費	42,545,800	45,008,800	△2,463,000	退 職 給 付 費 用	439,002	252,050	186,952
事業収益	3,691,752	3,928,755	△237,003	福 利 厚 生 費	6,000	6,000	0
講習会会費収益	361,000	385,400	△24,400	法 定 福 利 費	971,225	957,996	13,229
広 告 収 益	640,640	725,260	△84,620	会 議 費	3,035,917	2,834,278	201,639
貸 館 業 収 益	194,680	0	194,680	退 職 共 済 制 度 掛 金	175,200	175,200	0
福利厚生事業収益	1,809,990	1,811,200	△1,210	旅 費 交 通 費	235,120	246,625	△11,505
簡保集金手数料	685,442	1,006,895	△321,453	通 信 運 搬 費	251,320	268,027	△16,707
受取補助金	27,890,207	27,417,272	472,935	減 価 償 却 費	607,616	688,427	△80,811
受取全法連補助金	26,040,460	25,763,900	276,560	消 耗 什 器 備 品 費	183,457	0	183,457
受取東法連補助金	1,849,747	1,653,372	196,375	消 耗 品 費	127,792	92,618	35,174
受取負担金	5,856,000	5,213,800	642,200	リ ー ス 料	134,466	135,302	△836
総会・賀詞受取負担金	3,870,000	4,150,000	△280,000	車 輛 管 理 費	30,079	7,795	22,284
会員交流事業受取負担金	1,986,000	1,063,800	922,200	光 熱 水 道 費	186,007	206,010	△20,003
雑収益	604,118	831,481	△227,363	事 務 所 管 理 費	383,786	321,698	62,088
受 取 利 息	193	2,499	△2,306	保 険 料	160,886	160,305	581
雑 収 益	603,925	828,982	△225,057	表 彰 費	227,464	260,694	△33,230
【経常収益計】	81,027,474	82,768,123	△1,740,649	会 場 費	67,316	512,386	△445,070
(2)経常費用				支 払 負 担 金	654,000	1,015,242	△361,242
事 業 費	76,014,054	73,101,112	2,912,942	渉 外 慶 弔 費	503,173	303,863	199,310
役 員 報 酬	8,448,000	8,448,000	0	諸 会 費	406,660	416,660	△10,000
給 料 手 当	17,692,544	17,511,200	181,344	委 託 費	142,296	141,648	648
退 職 給 付 費 用	1,756,008	1,008,200	747,808	広 告 宣 伝 費	221,600	117,200	104,400
福 利 厚 生 費	24,000	24,000	0	租 税 公 課	564,214	563,575	639
法 定 福 利 費	3,884,903	3,831,986	52,917	支 払 手 数 料	355,935	332,436	23,499
退職共済制度掛金	700,800	700,800	0	印 刷 製 本 費	350,310	427,417	△77,107
旅 費 交 通 費	2,452,982	2,277,414	175,568	新 聞 図 書 費	25,904	28,081	△2,177
通 信 運 搬 費	5,511,595	5,756,411	△244,816	雑 費	5,500	4,840	660
減 価 償 却 費	2,630,464	2,753,707	△123,243	貸 倒 損 失	533,400	0	533,400
消耗什器備品費	733,829	0	733,829	【経常費用計】	93,534,835	90,067,285	3,467,550
事務所管理費	1,535,140	1,286,794	248,346	【当期経常増減額】	△12,507,361	△7,299,162	△5,208,199
消耗品費	1,724,010	2,017,261	△293,251	2.経常外増減の部			
リ ー ス 料	537,865	541,210	△3,345	(1)経常外収益			
光 熱 水 道 費	744,025	824,037	△80,012	経常外収益計	0	0	0
車 輛 管 理 費	120,312	31,174	89,138	(2)経常外費用			
保 険 料	645,845	642,525	3,320	過年度修正損	12,000	0	12,000
租 税 公 課	2,256,855	2,254,305	2,550	経常外費用計	12,000	0	12,000
支 払 手 数 料	2,532,458	2,715,612	△183,154	当期経常外増減額	△12,000	0	△12,000
新 聞 図 書 費	490,782	621,029	△130,247	【当期一般正味財産増減額】	△12,519,361	△7,299,162	△5,220,199
印 刷 製 本 費	6,881,898	7,053,709	△171,811	【一般正味財産期首残高】	684,872,629	692,171,791	△7,299,162
会 議 費	8,063,071	6,415,555	1,647,516	【一般正味財産期末残高】	672,353,268	684,872,629	△12,519,361
委 託 費	1,088,418	1,156,201	△67,783	Ⅱ 正味財産期末残高	672,353,268	684,872,629	△12,519,361

この社会あなたの税が生きている

第5回総会に先立ち講演会を開催

－和魂万歳－

今回も昨年同様、通常総会の開催に先立ち、記念講演会を開催した。

代々木八幡宮 宮司 ^{ひらいわ} 平岩 ^{まさとし} 昌利氏を講師にお招きし、『日本人の“心”の在り方 和魂万歳』と題してご講演いただき、大変好評だった。

講演会出席者は、184名。



講師：平岩昌利氏



講演会

役員改選報告

理事、監事任期満了に伴い改選を行い、その後同会場で臨時理事会を開催し、次のように確定した。
(順不同・敬称略)

【会長・副会長】

役職名	氏名
会長	柳田 道康
副会長	八木原 保
副会長	岩田 利延
副会長	新居 常男
副会長	長島 祐司
副会長	渡辺 博
副会長	野口 アキラ
副会長	雨宮 孝幸
副会長	松井 美千代
専務理事	相澤 悟

【常任理事】

役職名	氏名
常任理事	大塚 英雄
常任理事	並木 宏道
常任理事	小林 英雄
常任理事	伊藤 一三
常任理事	梅原 伸二郎
常任理事	荻 英夫
常任理事	飯島 良臣
常任理事	光山 和徳
常任理事	細川 信和
常任理事	丸山 幸孝

【理事】(部会代表)

役職名	氏名
理事・源泉部会長	松本 泰郎
理事・青年部会長	藤野 宏忠
理事・女性部会長	名和 玲子

【理事】

役職名	氏名
理事	加藤 清治
理事	佐藤 正人
理事	新藤 俊三
理事	遠藤 久介
理事	橋本 輝雄
理事	二村 渡永
理事	田村 暁

理事	小野木 邦夫
理事	石井 謙次
理事	石井 沙与子
理事	朝倉 健吾
理事	北村 節子
理事	西村 元樹
理事	米田 直明
理事	岡崎 義俊
理事	名取 政伸
理事	藤木 伸啓
理事	中山 登美子
理事	山田 英治
理事	脇田 茂久
理事	有馬 清種
理事	増田 泰雄
理事	長塚 徳男
理事	福田 晴夫
理事	中村 浩士
理事	福田 勝則
理事	天野 長光
理事	有明 利昭
理事	安藤 一朗
理事	田中 喜一郎
理事	安原 聡
理事	滝島 茂昇
理事	村田 英博
理事	梅村 孝隆
理事	阿部 名隆
理事	海老 斉千
理事	安 生川
理事	早 稲

【監事】

役職名	氏名
監事	黒澤 公博
監事	福井 恒夫

会員増強功労者に

団体表彰状、表彰状、感謝状を贈呈

＜退任役員感謝状贈呈＞

平成28年度の会員増強に活躍をされ、法人会の組織の強化に貢献をされた団体表彰2団体、26名の方々に記念品、賞状を贈呈し、ブロック目標達成の第11ブロックに賞状を贈呈いたしました。

また、永年法人会活動にご尽力いただき、今回役員を退任された方々に、感謝状と記念品を贈呈いたしました。



団体表彰：大同生命保険株式会社



団体表彰：AIU損害保険株式会社



目標達成ブロック表彰・表彰状受影
丸山幸孝氏



表彰状受影
松本芳枝氏



感謝状受影(代表)
西村元氏



退任役員感謝状贈呈：五月女進一氏



退任役員感謝状贈呈：石田重仁氏



退任役員感謝状贈呈
藤木庸佑氏



退任役員感謝状贈呈
大石隆士氏



退任役員感謝状贈呈
広瀬正氏

みんなの力で法人会を大きく育てよう

渋谷税務署 異動報告

新署長に

かさはら みつひろ
笠原 瑞弘 氏

法人担当副署長

みやべ くにてる
(留任) **宮部 国輝 氏** (法人調査担当)

ほり りゅうじろう
(留任) **堀 隆治郎 氏** (法人総括担当)

平成29年度渋谷税務署人事異動

※去る7月10日付けで渋谷税務署の定期人事異動がありました。【法人会と関わりのある方のみ】 (敬称略)

渋谷(新)	氏 名	(前官職)	渋谷(前)	氏 名	異動先(新官職)
署 長	笠 原 瑞 弘	局・課税一部次長	署 長	三 塚 一 彦	退 職
法人調査副署長	宮 部 国 輝	留 任	法人調査副署長	宮 部 国 輝	留 任
法人総括副署長	堀 隆治郎	留 任	法人総括副署長	堀 隆治郎	留 任
法人第1統括官	花 田 孝 幸	留 任	法人第1統括官	花 田 孝 幸	留 任
法人第2統括官	厚 地 由 仁	芝・法人2統括	法人第2統括官	穴 見 雄 司	退 職
法人第3統括官	高 盛 弘 美	留 任	法人第3統括官	高 盛 弘 美	留 任
法人審理上席	大 西 公 彦	留任・法人会担当	法人審理上席	本 田 知 幸	青梅・法人上席
法人審理担当			法人審理上席	大 西 公 彦	留 任
法人審理担当	吉 田 麻 美	留 任	法人審理担当	吉 田 麻 美	留 任
法人審理上席	田 中 英 司	渋谷・源泉国際	法人審理上席	関 孝 浩	葛飾・法人上席

退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長

三塚 一彦 氏



残暑厳しき折、公益社団法人渋谷法人会の皆様方には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、定年を迎え国税の職場を退職させていただきました。

柳田会長をはじめ渋谷法人会の皆様には、会活動を通じて税務行政の円滑な運営に多大なるご尽力を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。

渋谷法人会は、全国でも最大の規模を誇りますが、この1年間を振り返ってみますと各種セミナーや原宿表参道で行われた「ハロー・ハロウィンパンプキンパレード」での「e-Taxの広報活動」、渋谷区民の広場での「税の広報活動」、「税に関する絵はがきコンクール」、「租税教室」、各町内会のお祭りで恒例の催しとなった「税金クイズ」など、渋谷の特徴でもあります、他の関係

民間団体や地元商店街の方々との強い連帯感により、皆さんが一体となって税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした事業に大変ご協力をしていただきました。

さて、渋谷税務署は、私が税務職員として一番最初に赴任した非常に思い出深い場所であるとともに、定年を迎える最後の年に署長を拝命することとなった運命的な場所でもございます。

私は、着任してすぐ今の渋谷を知ろうと毎朝出勤前に原宿のランビットに行き、渋谷区内の様々な地域を自らの足で走るにより、各地域の町並み、特色、四季折々の景色等を肌で感じ取り、その経路を地図に残しました。

この1年間、皆様方のおかげで大変楽しく、充実した毎日を過ごすことができました。私にとって、生涯の思い出に残る街「渋谷」になるかと思います。

結びに当たりまして、公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

電子納税、電子申告を活用しよう

法人会 事業 アラカルト

平成29年度簿記講習会終了！

渋谷法人会では、4月10日より渋谷法人会館において、平成29年度の初級簿記講習会を開催し、6月5日終了した。

開催時間は午後3時より5時まで。今回の受講者の方々は特に出席率が良く、最終日に修了証を渡した。講師は、税理士の四方 茂氏。受講者は17名。



修了証の授与

経営者・経理担当者のための 財務諸表の見方研修会を開催

去る5月26日(金)午後1時30分より渋谷法人会館に於いて、税理士・経営コンサルタントの大矢 博氏を講師に迎え、経営者・経理担当者のための財務諸表の見方研修会を開催した。

経営・経理ソフト等を利用しても、『損益計算書』や『貸借対照表』を中心としたいわゆる財務諸表は、実際に経営に携わる経営者や経理財務担当者は、財務諸表を読み解くことが必要なためセミナーを開催した。

出席者は、83名



講師：大矢博氏



経営者・経理担当者のための財務諸表の見方

ブロックだより

大鮪まつりに参加

第1ブロック（大塚ブロック長）

5月21日(日)渋谷法人会第1ブロック（恵比寿、広尾、東）は、広尾商店街振興組合主催の『大鮪まつり』に参加、税金クイズ等を提供し、解答していただいた方

に法人会から花小鉢、お菓子、を提供し法人会をアピールした。



まぐろ祭

部会だより

女性部会便り

特養ホームあやめの苑へ

6月19日(月)女性部会では、例年通りタオルを特養ホーム：渋谷区あやめの苑・代々木に名和部会長、今福幹事、吉岡幹事と事務局1名で届けた。

渋谷法人会女性部会では、要介護者の方々はもとより、介護に携わる方々のお役に立ちたいと考え活動してまいります。



あやめの苑代々木タオル寄贈

使い古しのタオル等がお手元にありましたら是非お声掛け下さい。

TEL 3461-0758

渋谷法人会事務局 女性部会担当 中村まで

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、6月27日(火)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を開催した。非常に関心が高く、昨年に引き続きすぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるほどだった。

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後目の前に人が倒れている前提で、声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。

休憩後、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法の知識と技術を学び、全員に救命技能認定証が交付された。出席者は28名。



藤野部会長挨拶



救急救命講習会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

来署によるご相談は、 電話予約を！お願いします

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしておりますが、
具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が
難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。

まずは、電話で相談日時をご予約ください。



税務署におかけいただいた電話は、 自動音声によりご案内します

税務署に電話



自動音声に従って番号を選択

「1」を選択

「2」を選択

電話相談センター

・ 国税に関するご相談

- ① 個人の方の年金・給与・事業などの所得税
- ② 給与や報酬支払・年末調整などの源泉徴収や支払調書
- ③ 譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価
- ④ 法人税
- ⑤ 消費税・印紙税
- ⑥ 税務署の開庁時間など・その他の国税

税務署

・ 面接相談の電話予約

- ・ 税務署からのお尋ねや税金のお支払いに関するお問合せなど



国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問
に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは

タックスアンサー

検索

携帯電話等で
右のコードを
読み取ると
アクセスできます。



東京国税局・税務署

メールアドレスを登録しよう

都税事務所だより

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、10月2日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆口座振替
- ◆コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 - （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 - 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）「都税の納税等について」をご覧ください。
- ◆パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
 - インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト（<https://zei.metro.tokyo.lg.jp>）をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書（ハガキ式のもの）に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお願いいたします。

（平成29年11月10日(金)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。）

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

「運命・宿命・天命」を知れば道は開ける

○自分から「不運」な道を選んでいないか

バブル絶頂のころ、30人ほどの社員を抱えてビジネスを展開していたことがありました。当時は本当に人手不足の時代で、いくら募集広告を出しても応募してくれる人はごくわずか。それも何かしら問題を抱えてきた方々が多いのです。でも、マイナスからスタートするのだから、そのぶんこの会社で、きっとがんばってくれるはずだと思い、一つでも見どころがあれば、「この会社で今までの人生を取り戻してほしい。あなたが思う存分働ける場をわが社は提供する」と言って採用しました。

ところが、入社して1カ月もたたないうちに、まず職場について文句を言い始める。さらに、同僚や上司と人間関係を築けない、仕事ぶりにムラがある……などなど、いろいろと問題があることがわかってきます。そこで、「慣れない職場で大変だろうが、まずは1日も早く仕事を覚え、この会社にとって欠くことのできない人材になってほしい。そうならば自分の人生を取り戻すことができるはず」などと言って励ますのですが、結局は試用期間の3カ月もしないうちに本人から去っていくか、試用期間満了で辞めていただくことになりました。

「ああ、この人はこうして自分から不運な道を選んでいくのか」「なぜ、今までの苦労や失敗、困難を自分が成長するための糧とすることができないのか」と思うのですが、私にはどうすることもできません。当人は、自分から「不運」「不幸」な道を選んでいるのに気付かず、「不満」いっぱいでは生きています。

○人間には「運命」「宿命」「天命」の3つが常に働きかけている

人間、何をやってもツイテいるときと、何をやっても裏目に出ってしまうときがあります。そしてあとになって振り返ってみると、その理由・原因があったこと

が分かります。

例えば、準備をほとんどしていないのに「出たとこ勝負」でやっつけ仕事をするすると必ず失敗します。そしてその失敗が次の失敗を呼んでくるのです。「運の悪い人」は、「運」がなかった原因を追究することをしてません。これに対し、「運をつかむ人」は、失敗の連鎖にいち早く気づき、行動や考え方を修正します。

運の悪い人は、「運命」を「運ばれる命」だから、人の意志ではどうにもならない幸・不幸の巡り合わせと考え、運が悪いときは自分の運のなさを呪います。

これに対し「運がいい人」は、「運命」を「運ぶことのできる命」と考えます。そこで、自分の在り方、生き方、心の持ちようを望ましいものにしようと精進します。するとおのずと素晴らしい出会いがやってきて、自分の人生を大きく変えることができるのです。この「人と人との出会い」が、まさに「天運」で、人生の間にどれだけの素晴らしい出会い、すなわち「天運」があったかで、その人の「運命」は決まるのです。

ところで人間には「運命」「宿命」「天命」の3つが常に働きかけていると言われています。

それでは「宿命」とはどういうもののでしょうか。自分の意志では変えることができない「運」で、前世があるとすれば、そのときから定まっていた「運命」が「宿命」です。もし自分の「宿命」を知りたいのならば、先祖が何をしてきたかを調べてみることだ。また、子孫が「不運」に遭わないようにするには、今の自分が徳を積み、ということを知ったことがあります。

さて、3つめの「天命」です。まさに「天の命令」で、自分がこの世に生まれてきた意味そのものを指すそうです。どういう「使命」、つまりどのように命を使えばよいか、あらかじめ天が定めているのだから、それに耳を傾けて、「天命」を悟ってこそ、自分を生かすことができるというのです。

「運を味方につけたい」のならば、まずは、「ツイテいないのではない。自分の努力が足りないのだ」と思うことから始めてみませんか。

平成29年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)タキオンジャパン	稲塚 秀孝	東1-13-1	6712-6344	映像製作
4	(株)USEN	田村 公正	港区北青山3-1-2	6741-4150	音楽配信事業（情報・通信業）
4	テルウェル東日本アイピーエス(株)	野崎 尚宏	道玄坂1-16-10	6712-7040	その他サービス業
4	(株)レネ	清水 修子	神泉町6-6	3496-5667	経営コンサルタント業
7	栗城建設興業(株)	栗城 孝明	笹塚1-12-18	3460-0821	建設業

平成29年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)グローバル興産	荒山 勝正	広尾2-7-6	6410-7521	不動産業
1		田部井延保	恵比寿1-29-15	3442-5390	
3	(株)カーペイディーエム	茶谷 信明	渋谷2-6-11	5778-4220	貿易
3	(株)アイ・イメージング・フラッグ	石田 立雄	渋谷1-8-13	6450-6201	出版、編集、撮影
5	(株)ラティアクリエイツ	山田 博之	神南1-20-17	4577-9546	製造メーカー、エステサロン経営
9	鍼灸指圧 永楽堂	永田 和久	代々木2-5-1	6886-8297	療術業・鍼灸指圧
9	(株)林工業	松川 洋仁	代々木1-5-15	5365-4610	建設業
11	(株)TFL	市川 雄司	神宮前3-27-22	6721-0360	スクール事業

総合家電販売

村山電機株式会社

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 3-55-5

phone 03-3377-9822



災害等により甚大な被害を受けた方に対して 都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

＜減免する場合＞

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

＜減免の対象となる都税＞

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

＜減免を受けるための手続き＞

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

※②は、法人事業税、地方法人特別税、法人住民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

項番	証明の種類	申請先事務所
1	納税証明（一般用）（自動車税以外）	全都税事務所、都税支所、支庁
2	納税証明（一般用）（自動車税）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁
5	自動車税納税証明（継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

振替納税を利用しよう

昨年度に引き続き、平成29年度も

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分

ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りします。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

しゅや法人No.547

季節のクロスワードパズル◎解答

解答 テントウムシ

ヒ	カ	リ	■	イ	ツ	ト	キ
シ	ラ	■	ミ	ズ	■	ウ	ミ
ヤ	ス	モ	ノ	■	ジ	ガ	■
ク	■	メ	■	サ	ム	ラ	イ
■	ベ	ン	ケ	イ	■	シ	ロ
カ	ン	■	イ	ズ	ミ	■	オ
タ	テ	イ	ト	■	コ	ビ	ト
キ	ン	ヨ	ウ	ビ	■	ザ	コ

◎当選者

しゅや法人No.547の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。今回の当選者は、下記の方々です。

(有)マンション関口 関口 要様
サイトウ楽器(株) 齋藤 晃様
(株)柏屋 斯波 正範様

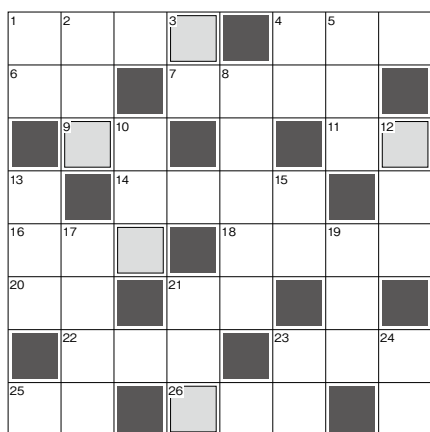
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成29年9月8日(金)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 踊る阿呆に見る阿呆は何踊り?
- ハイ、キタカサッサー♪の「秋田○○○」
- サンバで熱狂、○○のカーニバル
- 吊って中で寝る。四谷怪談の重要アイテム
- 花火のかけ声。誰か呼んだかニャー?
- パパの頭につかまり「オンブより高いぞ」
- ルンバやチャチャチャは○○○音楽
- 唐獅子に似合う大輪の花
- トランプやコインを使って、あ〜不思議
- 特設会場にズラリ、折り畳みパイプ製
- のど自慢の伴奏、生じゃなくコレ
- 緑日でおなじみ、チョココーティングした南国果実
- 困ったわ、ゲタのコレが切れちゃった
- 緑日ですくったときは緑だったのに…
- 山車と書く。引いて練り歩く

ヨコのカギ

- 「ねぶた祭」といえば何県?
- ガマの油売りが、ギラリと抜き放つ
- お汁粉やみそ汁用の器
- 「桃太郎まつり」がある鳥取のお隣の県
- ジャ〜ンと鳴る、中国の打楽器
- お祭りなのに門限なんて「㊦粋」ね
- 汗を拭いたり、ねじり鉢巻にしたり
- 楽しいと、あっという間に経つね
- 後は任せて。いってらっしゃーい
- せんとくん、おんぼろ祭といえ
- ビーチのこと。各地でサマーフェスを開催
- 「男まさり」は男にあら
- この国のオタワで、例年「日本風夏祭り」
- 神様も大好き。祭の後、杵できゅー
- ひょっとことコンビ。お多福とも

解答欄



おくはた歯科クリニック

(京王新線 幡ヶ谷駅から徒歩10分)

診療時間
月・木・金 10:00~13:00 15:00~20:00
火・土 10:00~13:00 14:00~17:00
水・日・祝 休診 休診

渋谷区本町5-39-4
TEL: 3377-5250
6号坂通り商店街

<http://www.okuhata-shika.com/>

おくはた歯科クリニック

検索

公益社団法人 渋谷法人会の 葬儀支援サービス

会 員 特 典

家族葬、一般葬、
社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに
合わせたご葬儀の
ご相談承ります



新たな会費のご負担や
制度加入手続きは
一切必要ございません。

制度利用で「渋谷法人会」から**生花**又は**花環**を一基提供

首都圏平均**50万円**相当の
葬儀に必要な**基本セット**が

75歳未満の役員

無 料

75歳以上の役員および
役員のご家族※の方

24万円
(税別)

※ 家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

でご利用いただけます。

■ ご提供される基本セットの内容 (首都圏の例)

祭 壇



お 棺



内装用品・納棺用品

寝台車



車庫から10kmまで

- ご遺影 (白黒)
- お位牌 (白木)
- 会葬礼状 (100枚)
- 枕飾り
- ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など

※ 式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりません。

※ 葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なるケースがございます。

提携葬儀社 **くらしの友**

くらしの友は首都圏を中心に29箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から**5万円**を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

“安心”全国ネットワーク

離れて暮らすご家族の
ご葬儀依頼も
可能です。

加盟葬儀社
約**500**

斎場施設
2,400超

制度内容や斎場検索ができる
ホームページがあります。
葬儀の知識等も掲載。
スマホからもOK。



葬儀のご手配、事前相談はこちら

全国儀式サービスコールセンター

24時間 / 365日対応



0120-421-493

※ご利用の際は、事前に上記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡では、ご利用になれません。

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755

記載のサービス内容は、平成29年4月現在のもので、状況により変更となる場合がございます。

しぶや法人 第548号 / 平成29年8月1日発行 (隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)